

第1回渡川流域学識者会議の開催について

渡川水系においては、平成21年2月9日に国土交通大臣により渡川水系河川整備基本方針が策定されました。これを受けて、四国地方整備局と高知県は共同で、渡川水系河川整備計画（以下「河川整備計画」という）の検討を進めています。

この度、河川整備計画を策定するにあたって、渡川の河川整備に関して河川整備等に関する専門的知識を有する学識経験者の方々から意見を聴くことを目的として渡川流域学識者会議（以下「学識者会議」という）を8月30日付けで設立しました。（別添資料-1参照）

第1回の「学識者会議」を、9月9日（月）に四万十市内において開催いたしますので、ご案内いたします。開催・傍聴等に関する詳細は（別添資料-2）のとおりです。

同時資料提供先

香川県 サポート合同庁舎記者クラブ
高知県 高知県政記者クラブ
高知県 幡多記者クラブ

平成25年9月5日

四 国 地 方 整 備 局
高 知 県

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 四国地方整備局 河川計画課
建設専門官 安永 一夫
TEL (087) 851-8061 (内線3613)
国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所 計画課
課長 高橋 弘
TEL (0880) 34-7306 (計画課直通)
高知県 土木部 河川課
課長補佐 竹崎 幸博
TEL (088) 823-9838 (河川課直通)

四国地方整備局訓令第１２号

渡川流域学識者会議規約を次のように定める。
平成２５年８月３０日

四国地方整備局長

渡川流域学識者会議規約

(趣旨)

第１条 渡川水系河川整備計画を策定するに当たり「渡川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、河川法第１６条の２第３項の規定に基づき、それぞれの立場から四国地方整備局長（以下「局長」という。）及び高知県知事（以下「知事」という。）に対して必要な意見を述べるため、四国地方整備局に渡川流域学識者会議（以下「学識者会議」という。）を置く。

(構成)

第２条 委員は、渡川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長及び知事が委嘱する。
２ 学識者会議は、委員１１名で構成する。
３ 委員の任期は２年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第３条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。
２ 議長は、学識者会議の議事を進行する。
３ 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第４条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。
２ 事務局員は、四国地方整備局河川部、中村河川国道事務所、中筋川総合開発工事事務所及び高知県土木部に属する職員をもって充てるものとする。
３ 事務局は、学識者会議の運営に当たる。
４ 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次の各号に掲げる者を退場させることができる。
一 学識者会議の秩序を乱した者

二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長及び知事が開催する。

(情報公開)

第6条 学識者会議は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項は、局長及び知事が委員の意見を聴いて定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成25年9月9日から施行する。

渡川流域学識者会議の委員名簿

(五十音順・敬称略)

専門分野		所属等	氏名
環境	水生生物 水生昆虫	水生生物研究者	いしかわ たえこ 石川 妙子
環境	環境科学 水質	高知大学 名誉教授	いまい よしひこ 今井 嘉彦
治水	河川工学 防災工学 地下水工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授	おおとし くにお 大年 邦雄
治水	河川工学 防災工学	高知工業高等専門学校 環境都市デザイン工学科 准教授	おかだ しょうじ 岡田 将治
環境	魚類生態学	高知大学 総合研究センター 海洋生物研究教育施設 教授	きのした いずみ 木下 泉
治水	砂防学 斜面防災工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授	ささはら かつお 笹原 克夫
環境	動物 自然科学(鳥類)	野生生物環境研究センター 所長	さわだ よしなが 澤田 佳長
環境	植物生態学	河川・溪流環境アドバイザー(国土交通省) 高知県文化環境アドバイザー(高知県)	さわらぎ しょういち 澤良木 庄一
歴史 文化	文化財・民俗学	高知県文化財保護審議会委員	つの こうすけ 津野 幸右
経済	政策評価論 地域経済論 産業連関分析	高知大学 教育研究部 総合科学系 地域協働教育学部門 准教授	なかざわ じゆんじ 中澤 純治
関係 水利	農業施設工学 地域環境工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授	まつもと しんすけ 松本 伸介

第１回「渡川流域学識者会議」の開催について

第１回「渡川流域学識者会議」について下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 開催日時

平成２５年９月９日（月）１３時００分から（受付開始１２時３０分）

2. 開催場所

四万十市立中央公民館 ２階 大ホール

住所：四万十市右山五月町８－２２ 別紙１のとおり

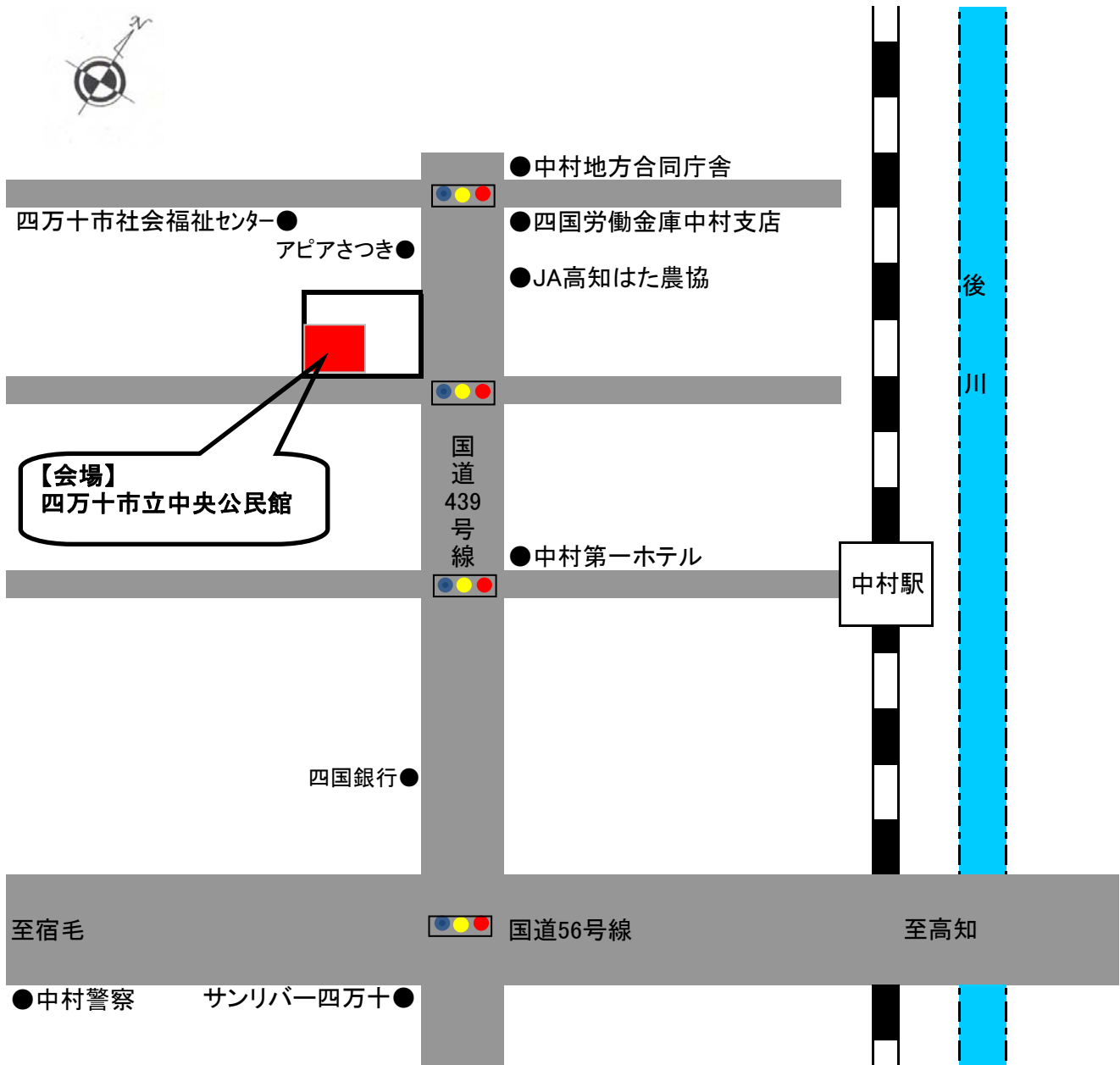
3. 議 事（予定）

別紙２のとおり

4. 公開等

- ・ 会議は公開で開催します。
- ・ 傍聴を希望される方は、当日１２時３０分から受付を開始します。
- ・ 傍聴受付は先着順とさせていただきます。
- ・ 一般の傍聴は、会場運営の都合上、室内会議部分のみとさせていただきます。
- ・ 現地調査時の取材は可能ですが、調査箇所への移動は各社でお願いします。また、移動の際には、安全運転には十分ご留意下さい。
- ・ 取材に際しては、別紙３の「取材についてのお願い」を遵守してください。
- ・ 一般傍聴に際しては、別紙４の「傍聴要領」を遵守してください。

会場位置図



○四万十市立中央公民館

四万十市右山五月町8-22

TEL0880-34-7311

※土佐くろしお鉄道「中村駅」より徒歩10分程度

(別紙 2)

第 1 回 渡川流域学識者会議

議 事 次 第

開催日：平成 2 5 年 9 月 9 日 (月)

1 3 : 0 0 ~

場 所：四万十市立中央公民館

- 1 . 開 会
- 2 . 挨 拶
- 3 . 委員紹介
- 4 . 規約説明
- 5 . 議長選出
- 6 . 議長挨拶
- 7 . 議事
 - 1) 渡川水系河川整備計画の策定について
 - 2) 現地調査
 - 3) その他
- 8 . 閉会

「渡川流域学識者会議」

取材についてのお願い

(取 材)

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②携帯電話は電源を切るかマナーモードにして使用しないで下さい。
 - ③報道機関用の席でPC等の使用は、議事や他の傍聴者等の迷惑にならない限り可能です。なお、取材に必要な電源は各社で用意してください。
- 3) 現地調査時の移動は各社でお願いします。また、移動の際には、安全運転には十分ご留意下さい。

「渡川流域学識者会議」傍聴要領

(主旨)

この要領は、「渡川流域学識者会議」(以下「会議」という。)の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

(会議の傍聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴者」と記載されたプレートを着用してください。
- 2) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ①会議における発言等への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - ②発言、私語、談論などをしないこと。
 - ③プラカード、はちまき、腕章などをしないこと。
 - ④ビラ、資料等の配布はしないこと。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないこと。
 - ⑦その他、会場の秩序を乱したり議事の妨げになるような行為は行わないこと。
- 3) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 4) 事務局が退室を指示したときは、速やかに退室してください。
- 5) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従ってください。